

沼津市立原中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 基本姿勢

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめに向かわせない心の耕し」(未然防止)、「いじめの兆候・発生を見逃さない迅速な対応」(早期発見・対応)を両輪にして、組織的に対応する。

2 校内組織(いじめ対策委員会)

- (1) 委員：校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・該当する学年主任・該当する学級担任・SC・関係職員
- (2) 学期1回の定例会議を設定して取り組みを検証し、必要に応じて改善を図る。
- (3) いじめを察知した際は、臨時会議を開き、対応を検討・確認する。
- (4) 学校評価において、いじめ防止に関する達成目標及び達成状況を評価する。
- (5) 学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

3 具体的方策

(別紙)

4 関係機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として認められるときは、躊躇することなく警察署と連携して対応する。
- (2) いじめや人間関係について、小学校との情報交換、連携を行う。

5 保護者への対応

- (1) いじめ防止及び早期発見のための学校との連携について、家庭訪問や懇談会等を活用して理解を得る。
- (2) 保護者や地域からの情報収集と連携に努める。相談窓口について、便りなどを通じて伝達する。

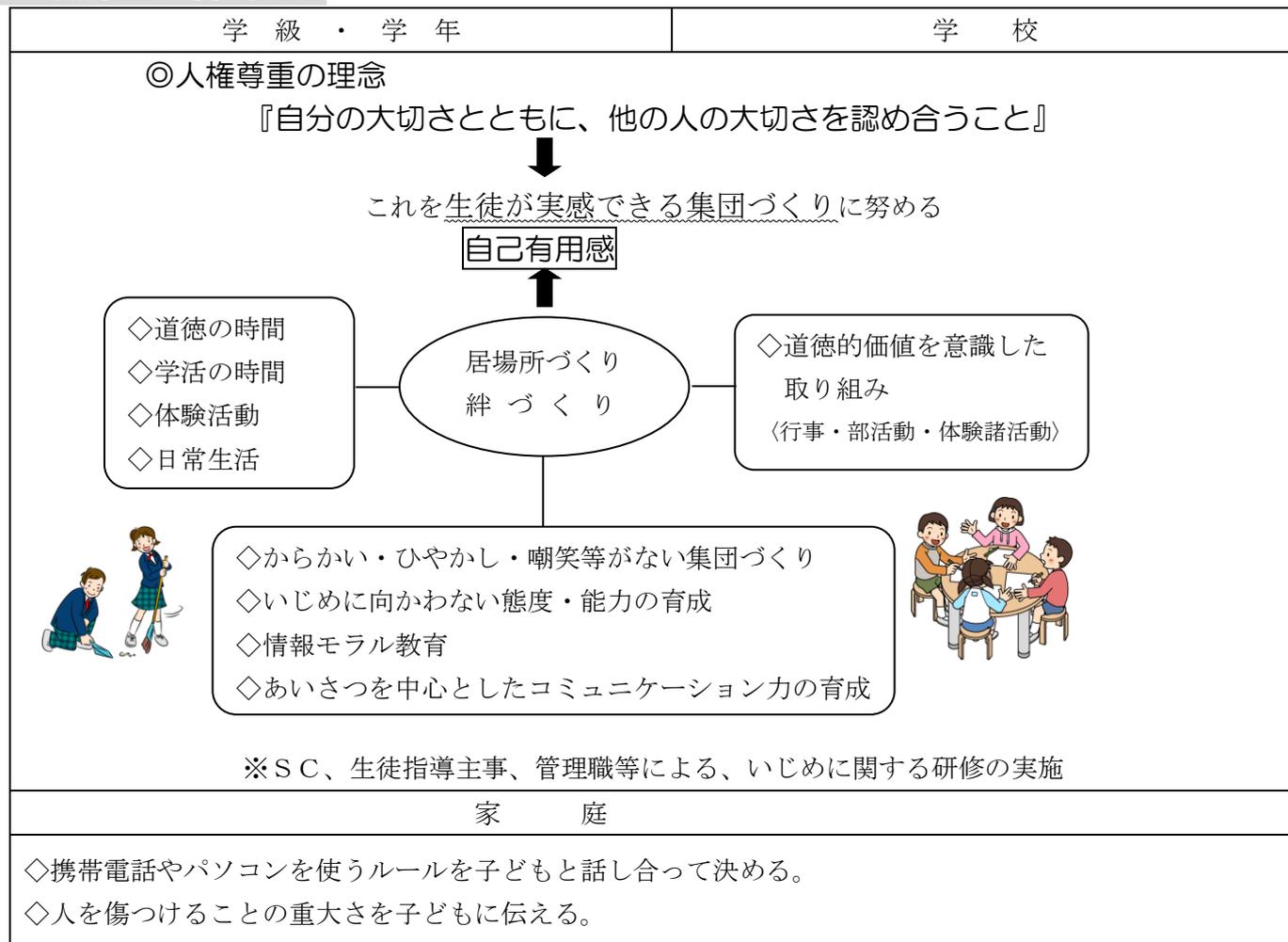
《相談窓口》沼津原中学校 966-0138 校長・教頭・生徒指導主事

- (3) いじめ確認の際は、保護者に事実関係を伝え、被害生徒と保護者に対する支援や、加害生徒と保護者に対する指導・支援を行う。また、事実確認により判明した情報を適切に提供する。

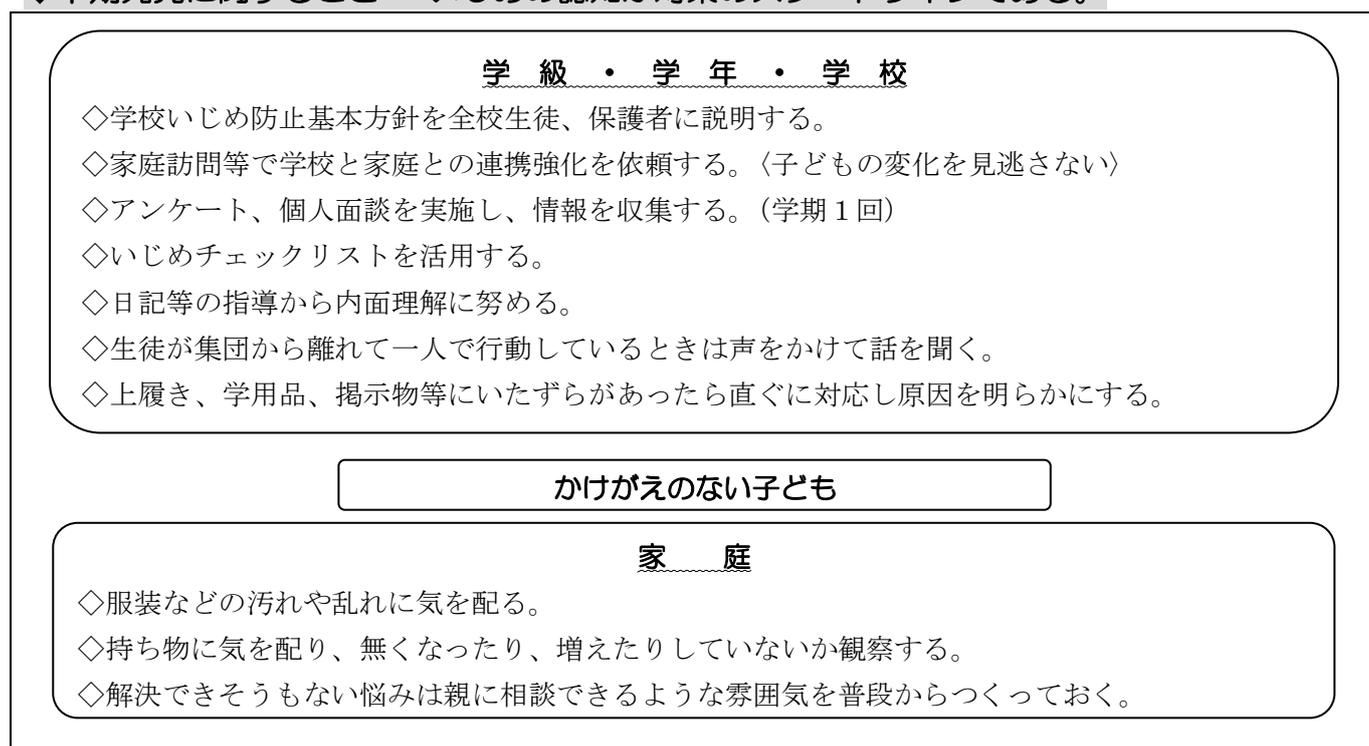
6 留意点

- ・いじめへの対応の際は、「偏った考えにならないようにする」、「問題を個人で抱え込まないようにする」ために組織で対応する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所でいじめが発生していることを念頭に置いて対応する。
- ・生活アンケート(いじめアンケート)を定期的に行うなど、生徒からの援助希求がしやすい雰囲気づくりに努める。
- ・アンケートを回収したら、速やかに内容を確認し、いじめ対策委員会において、対応方針を決定した後、組織的対応をしていく。
- ・学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性をふまえた適切な支援及び指導を組織的に行う。
- ・国、県、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめ問題を克服する。

◇未然防止に関すること



◇早期発見に関すること…いじめの認知が対策のスタートラインである。



◇早期対応に関すること

《いじめの対応》

- ・いじめの訴えや情報、状況の察知
- ・生徒指導主事、管理職に報告
- ・学級担任、学年主任による事実確認
- ・「いじめ対策委員会」において対応方針の決定

<重大事態が発生した場合>

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、長い期間学校を休んでいる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教委へ報告し、早期対応を誤らないようにする。同時に、当該事案に対処する組織を校内に設置し、調査を実施する。調査結果を、いじめを受けた生徒、その保護者に対し、適切に情報提供する。

《生徒、保護者への具体的な対応》

- ・被害者、その保護者への支援
- ・加害者、その保護者への指導
- ・他の生徒、傍観者への指導

《いじめ解消に向けて》

- ・継続指導、相当期間3ヶ月の継続観察
- ※解消の状態とは、いじめに係る行為が止んでおり、被害者が心身の苦痛を感じていない状態である。

| | | 生徒に関わること | 保護者に関わること |
|------------|----|--|--|
| 暴力を伴う場合 | 被害 | <ul style="list-style-type: none"> ◇つらかったことに共感し、全力で守ることを約束する。 ◇本人や周りの聞き取りから身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に対応する。 ◇休み時間等に教員による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ◇理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇わが子を守り抜くという姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ◇問題解決に向けた学校の取り組みへの理解を求め、協力してもらう。 |
| | 加害 | <ul style="list-style-type: none"> ◇いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ◇いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ◇SC、児童相談所、警察等、関係機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇学校は被害生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ◇事実を冷静に確認するように促す。 ◇被害生徒・保護者に対して適切な謝罪等をするように伝える。 |
| 暴力を伴わない場合 | 被害 | <ul style="list-style-type: none"> ◇つらかったことに共感し、全力で守ることを約束する。 ◇本人や周りの聞き取りから精神的な被害についての確に把握し迅速に対応する。 ◇休み時間等に教員による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ◇理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せることを伝える。 ◇問題解決に向けた学校の取り組みへの理解を求め、協力してもらう。 |
| | 加害 | <ul style="list-style-type: none"> ◇いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ◇いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ◇SCや関係機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇学校は被害生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ◇事実を冷静に確認するように促す。 ◇被害生徒・保護者に対して適切な謝罪等をするように伝える。 |
| 行為が見えにくい場合 | 被害 | <ul style="list-style-type: none"> ◇つらかったことに共感し、全力で守ることを約束する。 ◇本人や周りの聞き取りからダメージについての確に把握し、迅速に対応する。 ◇理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せることを伝える。 ◇問題解決に向けた学校の取り組みへの理解を求め、協力してもらう。 |
| | 加害 | <ul style="list-style-type: none"> ◇いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ◇いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ◇SCと連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇学校は被害生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ◇事実を冷静に確認するように促す。 |
| 直接、関係がない者 | | <ul style="list-style-type: none"> ◇傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた苦しみを理解させる。 ◇自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇どのような場合でもいじめ加害や傍観者になってはならないという気持ちを育てる。 |